

国立大学法人東京医科大学歯学部附属病院 支援基金規則

平成27年4月27日
規則第89号

(設置)

第1条 国立大学法人東京医科大学歯学部附属病院（以下「本院」という。）に、歯学部附属病院支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、診療環境の改善等により患者サービスの向上を目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 先端的医療の開発推進事業
- (2) 診療体制の充実事業
- (3) 診療環境整備事業
- (4) その他基金の目的達成に必要な事業

(運営)

第4条 基金の運用は、病院運営企画会議（以下「会議」）が行う。

2 会議は、第3条に規定する事業を遂行するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 基金の計画
- (2) 募金活動の企画・立案・推進
- (3) その他基金の推進に関し必要な事項

(特定基金)

第5条 特定の目的の寄附を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 前項に規定する特定基金の運営に関しては、別に定める。

(謝意表明)

第6条 基金は、寄附者に対して謝意を表明する。

2 前項に規定する謝意の表明に関しては、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 病院長は、必要があると認めた場合には、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、歯学部附属病院総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、会議の議を経て、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。